別記様式第23号（第16条、第18条関係）

費用額決定（変更）通知書

番　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　殿

椎葉村長

老人福祉法施行細則第16条（18条）の規定により、あなたが負担される1を次のとおり決定（変更）したので通知します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 入所者氏名 |  | 施設名 |  |
| 費用の額 | 年　　　　月から月額　　　　　　　　　　円  ただし、　　　年　　　月分に限り　　　　　　　　円 | | |
| 理由 |  | | |

（注）

1　毎月納入通知書を送付しますから、納入期限までに最寄りの椎葉村指定金融機関へ納入通知書添えて納入してください。金融機関がない場合は、措置した椎葉村に納入されても差し支えありません。

（金融機関）

宮崎銀行椎葉支店又は県内各支店

2　災害その他やむを得ない理由によって費用を納入することができないときは、措置した村に申し出てください。

3　この決定に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に村長に対して審査請求をすることができます。